

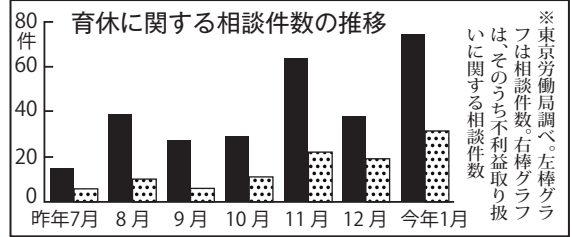
# 働きながらの 出産・子育て

あいかも



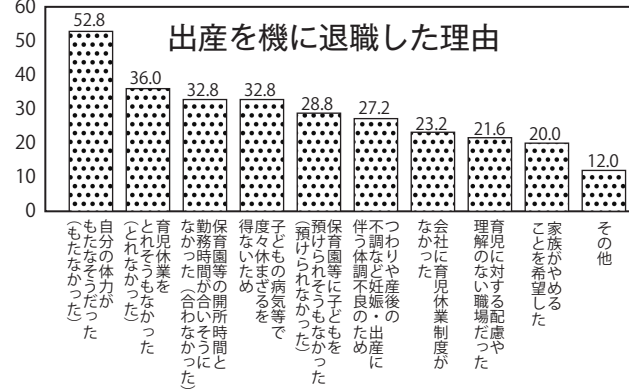
妊娠は大きな喜びです。そして、日々成長する子どもの姿に私たちは励まされます。仕事をしていても「産みたいときに産むことができる」「安心して子育てができる」そんな職場を作ることが求められています。

妊娠がわかって、「仕事を続けられるかな」「産休・育休を取ると迷惑かけないかな」「保育園に入れるかな」そんな心配が浮かんでくる人が多いのではないのでしょうか？



3月9日付 毎日新聞

出所：日本労働研究機構 平成15年調査



「妊娠や出産を伝えたら『会社を辞めてくれ』といわれた」「育休を取ったら雇い止めされた」こんな法律違反の解雇や退職強要が横行しています。また、妊娠しても「残業残業で、おなかの赤ちゃんが心配」と自ら辞めざるを得ない状況に追い込まれる人も後を絶ちません。

## 妊娠・育児を理由に 解雇はできません！

### 男女雇用機会均等法や 育児介護休業法には…

■妊娠・出産、母性健康管理措置や母性保護措置を受けたこと、妊娠・出産に起因する能率低下を理由とする解雇や不利益取り扱いが禁止されています。

(男女雇用機会均等法第9条)

■育児休業が1歳まで取れます。育児休業を取ったことを理由に解雇はできません。

3歳に満たない子を育てる労働者に、勤務時間の短縮措置などを講じなければならないとしています。就学前の子どもの看護休暇も年に5日取得できます。時間外労働・深夜業の制限も法律に明記されています。

(育児介護休業法)

### 労働基準法には

妊娠中は時間外、休日労働、深夜業の免除、軽易業務への転換が請求できます。(64条から66条)

産前・産後休業中、その後30日間は、いかなる理由があっても解雇できません。(19条)

あなたの職場では  
出産・子育てを保障する  
法律は守られていますか？

